

野田市公告第73号

野田都市計画下水道事業の施行について

都市計画法第66条、同法施行令第42条及び同法施行規則第52条の規定により、野田都市計画下水道事業について次のとおり公告する。

令和5年3月22日

野田市長 鈴木 有

記

1. 都市計画事業の種類及び名称

野田都市計画下水道事業野田市第1号公共下水道

2. 施行者の名称

野田市

3. 事業所の所在地

野田市鶴奉7番地の1

4. 事業地の所在

事業計画

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和48年千葉県告示第852号、昭和53年千葉県告示第200号、昭和56年千葉県告示第526号、昭和60年千葉県告示第228号、昭和61年千葉県告示第1193号、昭和62年千葉県告示第565号、平成元年千葉県告示第730号、平成元年千葉県告示第755号、平成2年千葉県告示第436号、平成4年千葉県告示第158号、平成4年千葉県告示第232号、平成6年千葉県告示第630号、平成7年千葉県告示第415号、平成7年千葉県告示第947号、平成8年千葉県告示第411号、平成9年千葉県告示第15号、平成10年千葉県告示第34号、平成12年千葉県告示第605号、平成12年千葉県告示第894号、平成14年千葉県告示第578号、平成14年千葉県告示第638号、平成15年千葉県告示第520号、平成17年千葉県告示第894号、平成20年千葉県告示第191号、平成21年千葉県告示第200号、平成23年千葉県告示第270号、平成25年千葉県告示第595号、平成30年千葉県告示第104号及び平成31年千葉県告示第97号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

(1) 野田市清水字沼端並びに山崎字中地の各一部の区域

(2) 野田市清水字岩名作、字馬作、真木ノ地及び宮前並びに中野台字沼付並びに山崎字上宿、字宿、字宿里、字北新田、字北中地及び字殿山地内